

法 学 号 外  
平成 30 年 2 月 5 日

各 私 立 学 校 長  
 (高・特)  
高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

職業安定法改正に伴う労働条件変更明示の対応について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref. iwate. jp

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 30 日

各都道府県教育委員会高等学校等主管課長  
各指定都市教育委員会高等学校等主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

職業安定法改正に伴う労働条件変更明示の対応について（依頼）

このことについて、厚生労働省職業安定局首席職業指導官から平成 29 年 12 月 27 日付け職首発 1227 第 1 号で別添のとおり依頼がありました。

については、各都道府県労働局又はハローワークから高等学校等に対し、下記の内容について協力依頼が行われますので、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会高等学校等主管課にあつては、設置する高等学校等に対して、都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立高等学校等に対して、附属学校を置く国公立大学法人担当課にあつては、所管の高等学校等に対して、御周知いただくようお願いします。

記

- 1 管轄安定所において労働条件の変更等を把握した場合、当該変更等求人の求人番号及び変更箇所を明らかにした求人票を高校等宛てに連絡するので、高卒就職情報 WEB 提供サービス（以下「高卒 web」という。）を通じ求人票を確認してください。
- 2 管轄安定所から労働条件変更等に係る連絡がない場合も、管轄安定所以外において、求人条件変更等がなされている場合が想定されるため、生徒の応募先決定段階において、求人票に変更がないか、改めて高卒webにより求人票の内容について、確認を行ってください。
- 3 生徒等からの申出等により労働条件の変更明示が適切になされていない可能性が把握された場合、必要に応じ、安定所による事実確認・是正指導や労働局需給調整事業担当部署への通報等の対応を行う必要があるため、管轄安定所に連絡してください。



【本件担当】文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
キャリア教育・進路指導担当（迫、合瀬）  
〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2  
TEL：03-6734-4728（直通）  
e-mail：jidous@mext.go.jp



職首発 1227 第 1 号  
平成 29 年 12 月 27 日

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課長 殿

厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官

職業安定法改正に伴う労働条件変更明示の対応について (依頼)

公共職業安定所 (以下「安定所」という。) の業務運営については、日頃より御尽力いただき感謝申し上げます。

職業紹介において、労働条件を明示することは、労働者を保護する上からも、就職後における紛争を避ける上からも、労働者が職場に適応してその能力を有効に発揮するためにも必要なことであり、また、求人者が最も適格な労働者を得るためにも必要なこととされているところです (職業安定法第 5 条の 3)。

今般、平成 29 年 3 月 31 日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 14 号) により、職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号) 等の改正が平成 30 年 1 月 1 日から一部施行されることとなっており、求人票と締結する労働契約の内容が異なる場合、求人者は求職者に対し、労働契約締結前に変更等の内容を明示することが義務付けられることとなりました。

このため、各都道府県労働局又はハローワークから高等学校等 (以下「高校等」という。) に対し下記のとおり依頼いたしますので、貴職におかれても、高校等への周知をよろしく願います。

記

- 1 安定所において労働条件の変更等を把握した場合、変更後の求人票を募集先高校等に必ず送付するよう、安定所は求人者へ指導を行うこととしており、安定所は当該変更等求人者の求人番号及び変更箇所を明らかにした求人票を管轄安定所から高校等宛てに連絡するので、高卒就職情報 WEB 提供サービス (以下「高卒 web」という。) を通じ求人票を確認してください。



- 2 管轄安定所からの労働条件変更等に係る連絡がない場合も、管轄安定所以外において、求人条件変更等がなされている場合が想定されるため、生徒の応募先決定段階において、求人票に変更がないか、改めて高卒 web により求人票の内容について、確認を行ってください。
  
- 3 生徒等からの申出等により労働条件の変更明示が適切になされていない可能性が把握された場合、必要に応じ、安定所による事実確認・是正指導や労働局需給調整事業担当部署への通報等の対応が求められるところであるため、管轄安定所に連絡してください。